

堺市立福泉中央こども園の移管を受ける法人募集要領【概要版】

(令和4年4月1日移管分)

堺市では、多様化する保育ニーズに対応しながら今後も市民サービスの維持・向上を図るため、市立認定こども園の民営化を進めています。

今回、民営化対象施設である市立福泉中央こども園の民営化に合わせ、低年齢児の受け入れ拡大と、医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）を療育と保育の面から一体的にサポートできる環境づくりを推進することとし、移管を受ける法人（以下「移管先法人」という。）を以下のとおり募集します。

※医療的ケア児とは、日常生活を営むために医療を要する状態にある児童で、ケアの具体例としては、人工呼吸器管理、酸素療法管理、たんの吸引、経管栄養注入、吸入及び導尿など。

1 募集概要

(1) 移管予定こども園

名 称	現 在 の 利 用 定 員				所 在 地
	1号	2号	3号	合 計	
福泉中央こども園	6人	73人	—	79人	南区稲葉1丁3131番2

(2) 移管予定年月日

令和4年4月1日

(3) 移管概要等

①移管概要

移管先法人が、現在の敷地に重症心身障害児対応の障害児通所支援事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）を併設した幼保連携型認定こども園を整備し、市立福泉中央こども園を利用している児童を引き継ぎのうえ令和4年度から運営を開始する。

ただし、幼保連携型認定こども園と障害児通所支援事業所が相互に連携し一体的な療育・保育を提供することができる場合に限り、移管先法人とは異なる法人（以下「障害児通所支援事業者」という。）が障害児通所支援事業所を整備かつ運営することも可能とする。

②移管条件

ア 幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、「堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)」、「堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第33号)」及び関係法令等に加え、本市が定める「堺市立福泉中央こども園の移管により幼保連携型認定こども園を運営するための諸条件」等を遵守すること。

イ 障害児通所支援事業所は、併設の幼保連携型認定こども園を利用する医療的ケア児への支援ができるよう、市内全域をカバーする送迎サービスを提供するとともに、同医療的ケア児の保育時間に対応した営業時間及び延長支援体制を確保すること。

※障害児通所支援事業所は、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定される障害児通所支援を提供するところであり、その運営にあたっては、「堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第68号)」、関係法令等及び本市が定める「堺市立福泉中央こども園の移管により幼保連携型認定こども園を運営するための諸条件」等を遵守すること。

③園舎の整備手順等

ア 堺市が、福泉中央こども園の事務所棟等を除却する。

イ 移管先法人又は障害児通所支援事業者が、上記アで除却した事務所棟の跡地辺りに障害児通所支援事業所を令和3年4月中旬までに新築（新築に必要な工作物の除却等を含む。）する。

ウ 堺市が、福泉中央こども園の保育棟等を除却する。

エ 移管先法人が、上記ウで除却した保育棟の跡地辺りに幼保連携型認定こども園を令和4年3月中旬までに新築する。ただし、新築する幼保連携型認定こども園は、上記イにおいて新築した障害児通所支援事業所と屋内廊下等で接続し、建築基準法上の一棟となるよう建築する。

※上記ウ及びエの工事期間は、上記イにおいて新築した障害児通所支援事業所を福泉中央こども園の保育場所として市に無償にて利用させること。そのため、幼保連携型認定こども園として運営ができるよう関係法令等に合致させた整備を行うとともに、市が求める設備等を無償で整えること。

(4) 移管後の所在地

南区稲葉1丁3131番2(移管前と同じ)

(5) 移管の方法

①土地(南区稲葉1丁3131番2)

ア 工事期間及び条件付きで令和4年4月から10年間は、無償貸与とする。ただし、無償貸与期間終了後は有償にて、堺市において貸付料を算定のうえ、堺市と移管先法人とで事業用定期借地権設定契約(30年間)を締結のうえ貸し付け予定。

イ ただし、障害児通所支援事業者が、堺市の財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項に規定する公共的団体に該当しない場合(該当する場合は上記アと同じ。)は、障害児通所支援事業所の敷地については令和4年4月から有償貸付となる。この場合、上記アに記載の有償貸付の手法と同様に、堺市と障害児通所支援事業者とで事業用定期借地権設定契約(40年間)を締結のうえ貸し付けることとする。

②建物

移管先法人及び障害児通所支援事業者が新築する。ただし、現園舎等の除却は基本的に堺市が行う。

③幼保連携型認定こども園の定員等

ア 2号及び3号認定子ども分は、40人以上50人未満。うち、最低10人の医療的ケア児を利用可能とする。

イ 1号認定子ども分は、移管先法人の任意による設定を可能とするが、市内の需給バランス等を十分ふまえたうえで、事前に市と相談・協議すること。

ウ 平成30年4月に開設の医療的ケア児に対応した民間小規模保育事業所(西区鳳北町)の連携施設となり、当該事業所を卒所する医療的ケア児を中心とした受け入れを可能な限り行うこと。

※障害児通所支援事業所は、併設する幼保連携型認定子ども園を利用する医療的ケア児への支援に必要な定員を最低限確保すること。

2 応募資格・条件

(1) 応募資格・条件

次のすべてを満たすこと(市内、市外は問わない)。

①応募日時点において、次のいずれかに該当する法人又は個人であること。

ア 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

イ 新たに社会福祉法人又は学校法人を設立し、良好に幼保連携型認定子ども園を運営しようという意欲のある者

②ア 障害児通所支援事業所を併設すること。ただし、障害児通所支援事業所者が移管先法人と別法人の場合は、両者が相互に連携し一体的な療育・保育を提供できること。この場合、障害児通所支援事業所者は、本募集においてその他の応募者にかかる障害児通所支援事業者となっていないほか、自らが本募集への応募を行っていないこと。

②イ ②アただし書きにある障害児通所支援事業者は、自身が堺市の財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項に規定する公共的団体に該当しない場合は、障害児通所支援事業所の敷地が有償貸付となることに合意できるとともに、本募集内容を遵守できること。

③過去に改善命令を受けた移管法人においては、応募日時点において改善を終了してから3年が経過していること。

④「堺市立福泉中央子ども園の移管により幼保連携型認定子ども園を運営するための諸条件」や募集要領における記載事項及び本応募に自ら提案した内容等を遵守できること。

⑤市の教育・保育行政や、子育て支援及び障害児支援施策に積極的に協力できること。

⑥堺市認定子ども園等相互援助協定の締結を依頼した場合は、協力できること。

⑦移管を受けた法人が自ら幼保連携型認定子ども園を運営できること。

⑧すでに堺市内で特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び障害児通所支援事業所等を運営している場合は、本移管を理由として既存の施設等を廃止しないこと。

⑨法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する地方税を滞納していないとともに、本市が行う滞納の有無の確認調査に同意できること。

⑩民事再生法(平成11年法律第2平成29年7月版225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑪法人役員（就任予定者を含む。）に次の各号に該当する者がいないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体の構成員（同法第2条第6号に規定する者。）及び暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3項に規定する者。）

イ 過去5年間に破産手続開始決定を受けた者。

ウ 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年間を経過しない者。

⑫本募集にかかる法人募集説明会及び現地見学会に参加すること。（5ページ参照）

（2）応募までのスケジュール

日 程	内 容
4月1日(水)～4月27日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	法人募集要領【概要版】を配布 ※市ホームページにも掲載
4月13日(月)～4月27日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	法人募集要領を配布 ※幼保運営課へ来庁のうえ直接受領(希望者のみ)
4月28日(火) 午後2時～午後3時30分	法人募集説明会(市役所本館地下1階 大会議室東・西) ※事前に配布した法人募集要領等を持参すること。
4月28日(火)～5月7日(木) ※土・日曜日、祝日を除く	現地見学会の申込受付期間(書面申込)
5月10日(日)	福泉中央こども園の現地見学会(事前申込制)
4月29日(水・祝)～5月18日(月) ※土・日曜日、祝日を除く	質問の受付期間(書面受付)
5月11日(月)～6月8日(月)まで	応募書類の窓口受付日時の予約期間(電話予約)
6月15日(月)・16日(火)	応募書類の窓口受付(市役所高層館16階 B会議室)

3 法人募集要領等の配布

希望者には、法人募集説明会で配布予定の法人募集要領を事前に配布するので、幼保運営課まで来庁し、直接受領すること。

（1）配布期間

令和2年4月13日(月)～4月27日(月) ※月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分

（2）配布場所

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課（堺市役所 高層館8階北側）

所在地：堺市堺区南瓦町3番1号 TEL：072-228-7231

4 法人募集説明会

(1) 日時

令和2年4月28日(火) 午後2時から午後3時30分(受付開始:午後1時30分)

(2) 会場

堺市役所 本館地下1階 大会議室東・西 (堺市堺区南瓦町3番1号)

(3) 内容

堺市立福泉中央こども園の移管を受ける法人の募集について

(4) 注意事項

説明会に出席できない場合は、応募ができない。

別法人の場合、障害児通所支援事業者の参加も必要。

5 現地見学会

(1) 日時

令和2年5月10日(日)(時間は後日決定する。)

(2) 場所

南区稲葉1丁3131番2(現市立福泉中央こども園)

(3) 注意事項

見学会に参加を希望する場合は、本市所定の書面により事前に申し込みを行うこと。

見学会に出席できない場合は、応募ができない。

別法人の場合、障害児通所支援事業者の参加も必要。

6 選考

(1) 選考等

①堺市幼保連携型認定こども園等認可審査部会の書類審査及び面接審査による選考を踏まえ、堺市長が決定する。

②面接審査は、応募法人の代表者、園長予定者の2名を対象にヒアリングを行う。面接審査に欠席した場合は審査対象外となる。

③障害児通所支援事業所の開設には市の指定が必要となることから、7月上旬までに障害児通所支援事業所の所管課である堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課と事前協議を済ませること。なお、上記①の審査(7月中旬を予定)までに当課から子ども家庭課へ事前協議の状況について照会を行い、その時点で指定が見込めないとの回答を得た場合は審査対象外となる。

(2) 移管先法人の決定

令和2年7月中旬から下旬に決定し、結果はすべての応募者(審査対象外となった者を除く。)に通知する。なお、決定の時期は変更する場合がある。

7 その他

(1) 施設整備等の補助

幼保連携型認定こども園の整備には、国の保育所等整備交付金を充当した堺市保育所等整備費補助金を、また、障害児通所支援事業所の整備には、(仮称)堺市障害児通所支援事業所整備費補助金を交付予定であるが、国の協議方針により交付金が見込めない場合などにより当該補助金が交付できないことがある。

(2) 運営に係る補助

幼保連携型認定こども園の運営に係る補助として、現在のところ、保育教諭、調理員、看護師、事務職員等の職員数を充実させるための補助、学校医・学校歯科医や学校薬剤師の嘱託に資する補助、特別支援保育に対応する保育教諭等の加配補助、地域活動の事業費補助等がある。

また、常時、医療的ケア児を受け入れる体制を整えるための、看護師2人分の配置(必置)への補助や、一時預かり事業等に対する補助制度を予定している。

募集の内容など、詳しくは令和2年4月28日(火)の「福泉中央こども園の移管を受ける法人募集説明会」で説明します。欠席の場合は応募ができませんので、必ず出席してください。

【担当】 堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課

TEL : 072-228-7231 / FAX : 072-222-6997

E-mail : yohoun@city.sakai.lg.jp

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館8階 北側 (〒590-0078)